

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1161001	処分名	施設の使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 子ども政策部	課	子ども政策課			
根拠規定	鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例			第5条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例		第4条, 第5条第1項, 第6条		
	②	鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例施行規則		第4条		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	平成28年4月1日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>○鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例</p> <p>(施設等を使用できるものの範囲)</p> <p>第4条 施設等を使用できるものは、本市の区域内に活動拠点を置き、主に市民で構成されている団体であって、子育てに関する活動を行うもののうち、市が登録をしたものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 施設等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないものとする。</p> <p>(1) 暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)を利することとなるとき。</p> <p>(2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うとき。</p> <p>(5) 施設等の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、使用させることが適当でないとき。</p> <p>(天災、疫災の発生などにより市民生活に多大な影響を及ぼしている場合など)</p> <p>○鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の登録を受けようとするものは、鈴鹿市子育て応援館施設等使用登録申請書(第1号様式)に子育て団体活動計画書(第2号様式)を添付して市長に提出しなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	
	期間	7日間				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1162001		処分名	施設設備の貸与の許可(鈴鹿市立学校施設使用条例第3条の例による)		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部	子ども政策部	課	子ども育成課		
根拠規定	鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則				第22条	
基準規定	①	鈴鹿市立学校施設使用条例			第4条, 第8条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日
	非公開該当		未設定理由			
<p>次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 学校運営上支障があるとき。</p> <p>(2) 教育上又は管理上支障を来すおそれのあるとき。</p> <p>(3) 私人又は私人の行為であることの濃厚と認められるとき。</p> <p>(4) 施設を損傷するおそれのあるとき。</p> <p>(5) 入場料(会員券によるものを含む。)をとるもの。ただし、公益を目的とするものはこの限りでない。</p> <p>(6) 備品を校地以外の場所で使用しようとする場合</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日
	期間	30日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1163001	処分名	費用徴収額の減免			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 子ども政策部	課	子ども家庭支援課			
根拠規定	児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収等に関する規則				第6条	
基準規定	①	児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収等に関する規則			第6条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 表2 児童入所施設徴収金基準額表』による					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	14日				
聴聞等						
備考	費用の徴収は児童福祉法による					